

奈良マラソン2022



nara
marathon

奈良みやげエリア出展のご案内

奈良マラソン実行委員会

奈良マラソン2022開催概要

- 主催 奈良マラソン実行委員会
- 共催 奈良県、奈良市、天理市、奈良新聞社
- 主管 (一財)奈良陸上競技協会
- 後援 奈良県教育委員会、(公財)奈良県スポーツ協会、奈良県スポーツ推進委員協議会
- 支援 奈良市消防局、奈良県広域消防組合、日本赤十字社奈良県支部
- 開催日時
令和4年12月11日(日) 9:00 マラソン (42.195km)
9:35 10km
- コース ▼マラソン ロートフィールド奈良スタート&フィニッシュ～
天理市内折り返しコース
(日本陸上競技連盟公認・AIMS公認)
▼10km ロートフィールド奈良スタート&フィニッシュ～
奈良市内折り返しコース

奈良マラソン2022 奈良みやげエリア開催概要

- 会場 ロートフィールド奈良(奈良市鴻ノ池陸上競技場前特設会場)
- 開催日時 12月11日(日) 10:00～15:30(予定)
※スタート前の密を避けるため、スタート前の営業は出来ません。
(スポンサーブースは除く)
※設営・準備は12月10日(土)となります。
- その他 ステージイベント等はありません。
飲食コーナー、休憩スペースもありません。
今後の感染状況により、奈良みやげエリアを中止する場合や、簡単な飲食スペースを作る場合もあります。
- 搬入 12月10日(土) 13:00～17:00
- 搬出 12月11日(日) 15:30～17:00
- 出展ジャンル

(1)楽しむ

- 作品・物品・パネルの展示、サンプリング、体験

(2)買う

- お土産品やランニング関連グッズ、限定商品等の販売
- 奈良名物や奈良をPRする商品の販売
- マラソンに関係する商品の販売

**※会場では主催者が配布する、もしくは許可したもの以外の
飲食を禁止する場合があります。**

出 展 要 項

【出展小間料金】

1小間につき 50,000円(税込)

【小間のスペース】※1小間につき

2間×2間(間口3.6m×奥行き3.6m)

【出展料金に含まれるもの(付帯設備)】

- ・テント (三方幕・夜間用一方幕付)
- ・テーブル (600mm×1800mm) 2本
- ・パイプイス 4脚
- ・出展者名板 (200mm×900mm)1枚

※物販の出展のみの募集です。会場での飲食を促す食品・飲物の販売は出来ません。

※会場では主催者が配布する、もしくは許可したものの以外の飲食を禁止する場合があります。

※上記以外の備品につきましては各出展者にてご用意下さい。(有料のレンタル備品もありますのでご相談下さい)。

※電気コンセントをご利用になる場合は、電気使用料として100v電源で 合計2000wまでは500wごとに5,400円(税込)、それ以上につきましては同1Kwごとに9,720円を ご請求させていただきます。通電は各日開始1時間前から終了1時間後までと致します。

※駐車に関しましては、会場の都合上、ご出展1小間につき乗用車1台といたします。

※ゴミはすべてお持ち帰りください。

出展に際しての注意点

- ・お申し込み後、事務局にて出展内容を勘案の上、出展を決定させていただきます。
- ・協賛者と競合、重複する販売品目にて出展申込をされる場合、またお申し込みが多数の場合等も出展をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。出展申込書の出展品目にご記入以外の商品を販売した場合には出展を取り消します。
- ・出展小間位置は出展内容等を考慮し、主催者が決定いたします。小間位置の要望や希望はお受けできませんのでご了承ください。
- ・このほか出展規約(6~7ページ)を遵守してください。

出展者は下記の新型コロナウイルス感染防止対策をお願いします。

- ① 出展ブースで従事される方は全員、主催者が用意する「体調・行動管理チェックシート」に開催1週間前からご記入の上、提出ください。
- ② 大会終了後1週間、体調管理を行い、万が一感染していることが判明した場合は主催者に速やかに報告ください。
- ③ 感染の報告があった場合は、国や自治体の衛生当局の求めに応じて、必要な情報を提供します。
- ④ 出展ブース内で新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合、所管する保健所等の聞き取り調査へご協力ください。
- ⑤ 会場及び出展ブースでは、必ずマスクの着用をお願いします。また使用済みマスクはお持ち帰りください。
- ⑥ 出展ブースに消毒液などを配備し、こまめな手指消毒をお願いします。
- ⑦ 大きな声での会話や呼び込みはしないでください。
- ⑧ 試飲・試食はできません。要望があった場合はお断りください。
- ⑨ 出展ブース内及びブース前に人だまりが出来た場合は、間隔開けて整列するよう出展社で対応ください。
- ⑩ **出展ブースで出た全てのゴミは、出展社でお持ち帰りください。会場内のごみ箱やごみ集積所への廃棄は禁止です。**
- ⑪ その他、感染拡大防止のための主催者の取り決め・指導を守ってください。

【申 込 締 切】

令和4年8月31日（水）必着

※お申し込み多数の場合、締切日前でも出展をお断りすることがありますので、お早めにお申し込み下さい。

【出展料のお支払い】

出展料は奈良マラソン奈良みやげエリア事務局からの請求書により指定銀行口座にお振込み下さい。

手形によるお支払いはお断り致します。

また振込手数料は出展者のご負担となります。

期日までにお支払いいただけない場合は出展を取り消す場合がございます。

【出展の変更又は取り消しについて】

すでに申し込まれた小間に対する変更又は取り消しについては、理由を明記した文書を提出し、奈良マラソン物販事務局の承認を得てください。

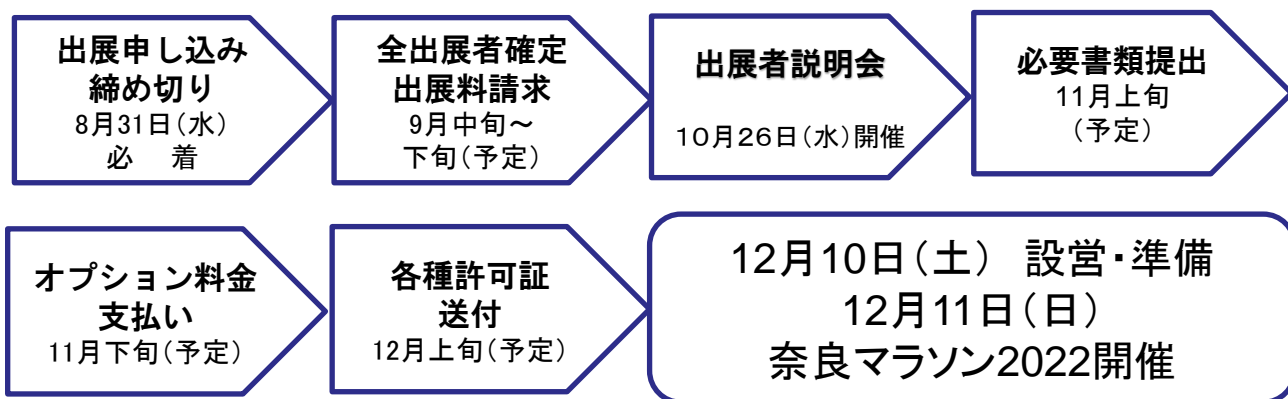
出展確定後の変更、取り消しにつきましては以下の取り消し料を申し受けます。

(1) 令和4年10月3日(月)～10月31日(月)17:30まで、小間料金の50%

(2) 令和4年10月31日(月)17:30を過ぎた後、小間料金の100%

※出展者が上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

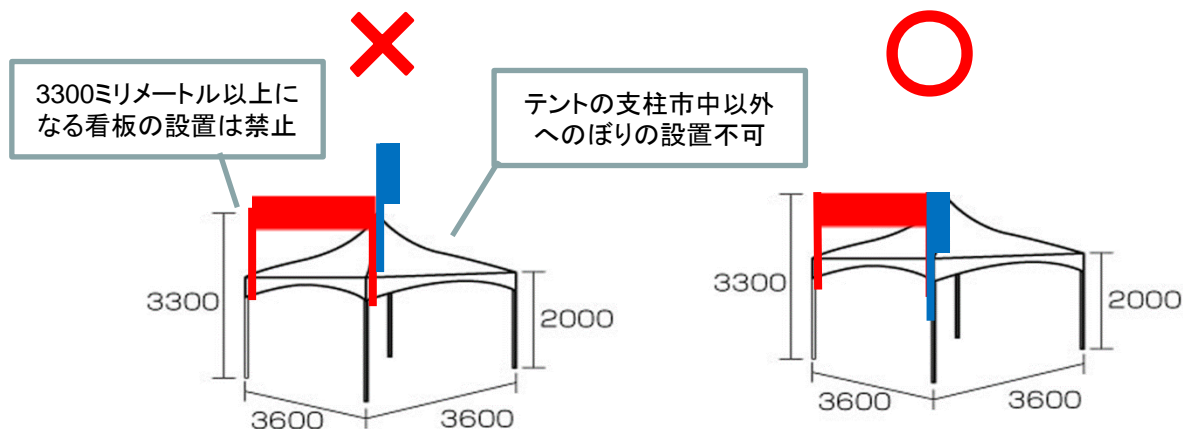
【出展スケジュール及び出展者説明会】



※奈良マラソン奈良みやげエリア出展者説明会は令和4年10月26日(水)、午前10時から奈良新聞社 西館 3階セミナールームで開催致します。(奈良市法華寺町2-4)

【看板・のぼり等の装飾品設置制限】

- ① テントへの追加看板の設置はテントサイズを超えない範囲(W3600 mm、H3300mm)でのみ設置可能です。
- ② のぼり等はテントの支柱に取り付けた場合のみ3300mmを超えても可。ただし、テントの支柱以外(追加看板の支柱等)への設置は不可とします。



- ③ 会場のロート奈良鴻ノ池パークは毎年非常に強い風が吹くことが予測されます。従って、上記の範囲以内で設置いただけますようお願いします。
上記の範囲外で設置されました場合、主催者側の判断で撤去させていただく場合があります。
また、上記の範囲内の設置であっても、強風時等に、一時もしくは全部の撤去を指示する事がありますので、従ってください。

【アンケート】

事務局が配布するアンケート用紙に回答し、大会終了後に指定の期日までに必ず提出してください。
アンケートは経済効果の検証や今後の大会運営の参考にさせていただきます。
指定の期日までに提出が無い出展者につきましては、次回以降の出展が出来ない場合があります。

■ 問い合わせ・お申し込み先 ■

〒630-8686

奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社企画部内 奈良マラソン奈良みやげエリア事務局 宛
担当: 百村(ひやくむら)

TEL: 0742-32-2112 Mail: planning@nara-np.co.jp

(受付時間: 10時~17時30分 / 土・日・祝日を除く)

奈良マラソン2022奈良みやげエリア出展規約

1. 出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本規約を含む「奈良みやげエリア出展のご案内」の記載内容を遵守することを承諾した上で、申込書に必要事項を記入し、提出してください。合わせて暴力団排除に係る誓約書もご提出ください。奈良マラソン奈良みやげエリア事務局(以下、事務局とする)はこれを審査の上、奈良マラソン2022奈良みやげエリア(以下、展示会とする)の趣旨に適合するものと考えられる出展を行い、他に支障のない出展希望者に対してのみ、「出展申込書」を受理し、「出展確定書兼請求書」を発行いたします。出展者と事務局との出展契約は、この「出展確定書兼請求書」を発送した時点をもって成立するものとします。本規約を含む「奈良みやげエリア出展のご案内」の記載事項以外にも、出展にあたっては出展者説明会で配布する「出展マニュアル」及び事務局の指示にしたがってください。

2. 出展料の支払い

出展者は「出展確定書兼請求書」に記載の指定日まで、出展料の支払いを完了してください。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。出展者は、事務局に支払うべき付帯費用(追加電気代等)があるときは、指定された期日までに支払いを完了してください。

3. 出展の変更・取り消し

出展の取り消しや、出展申し込みに際して申し込んだ出展スペース(以下、「小間」といいます)の変更については、すべて文書による理由を明記し、事務局に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の事務局への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

- (1) 令和4年10月3日(月)～10月31日(月)17:30まで、小間料金の50%
 - (2) 令和4年10月31日(月)17:30を過ぎた後、小間料金の100%
- 出展者が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

出展者が、変更及び取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、事務局は超過分を返金させていただきます。

4. 小間の転貸などの禁止

出展者は、契約した小間を事務局の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

5. 小間位置の決定

小間位置の決定方法は、小間数、出展内容等を考慮の上、事務局の任とさせていただきます。出展者は、事務局が割り当てた小間位置に対して異議を申し出ることにはできません。

6. 小間の使用方法

(1) 小間の装飾や物品の配置は、割り当てられた範囲の中でを行い、事務局の指示があれば、それに従ってください(出展申込書裏面の注意事項もご確認ください)。

(2) 宣伝・営業活動は原則として小間の中で行ってください。小間以外のスペースでの宣伝活動や、通路上に施設や表示などを設けることはできません。

(3) 出展者は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害しないように自団体の小間を使用することに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出て、事務局が変更が必要であると認めた場合、出展者はその判断に従い、装飾を変更していただきます。

(4) 事務局は、安全上、または周囲に迷惑がかかるなど、問題があると思われる出展等を制限し、事務局の考える展示会の目的に適合しない出展等を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物ほか事務局が考える事態すべてに及ぶものとします。

(5) 事務局の指示する制限、撤去等に伴う費用はすべて出展者の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、事務局は何らの責任を負いません。

(6) 出展者は、展示期間中、必ず小間内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあってください。

7. 出展品目・条件

(1) 出展品目は出展申込書に記載した品目に限定します。また事務局が出展品目に不適合なものがあると判断した場合には出展できません。

(2) 事務局は、(1)の規定に違反する出展がなされていると認められた場合には、当該出展品の撤去を求めることができます。なお、出展者が事務局の指示に応じない場合は、出展契約を解除することができます。

8. 出展物の管理と免責

事務局は、出展物等の管理・保全について夜間警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について事務局はその責任を負いません。

出展者は出展物等に対し、その輸送及び展示期間中を通じて保護のための適切な処置を講じてください。

9. 保証条項

出展者は事務局に対し、展示会の出展物又はこれに関連する印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

10. 出展物等の設置および撤去

(1) 出展物等の会場への搬入と設置は、時間内に行ってください。小間内の出展物等の設置は、12月10日の17時まで完了してください。出展者が同時刻までに自団体の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、事務局は、出展料の返金はいたしません。

(2) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展者は、必ず事務局の承認を得た後にその作業を行ってください。

(3) 出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展者の行為に属する費用はすべて出展者の負担となります。

(4) 小間内の出展物及び装飾物等(廃棄物・ゴミ含む)は、事務局の指定する場所、方法において分別、保管・持ち帰り等を行い、会期終了後の指定された日時までに撤去し、出展者による設営前の状態に現状回復を行ってください。床の汚れ等、回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、撤去・回復に要した費用は出展者の負担となります。

奈良マラソン2022奈良みやげエリア出展規約

11. 会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。会期中の車両の乗り入れは、事務局が指定する台数、場所、時間、方法に限ります。

12. 写真撮影および模写等

事務局及び当該出展者の許可なく、出品目及び展示物等の撮影・模写・測定はできません。

13. 掲載権と肖像権

奈良マラソン2022ならびに展示会の映像、写真、記事、出展者名等の新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット、パンフレット、その他印刷物等への掲載権と肖像権は奈良マラソン実行委員会に属します。

14. アンケート

事務局が配布するアンケート用紙に回答し、大会後に指定の期日までに必ず提出してください。

15. 工事区分

(1) 電気設備

電気を使用する場合や電気容量を追加する場合も事務局手配の工事となり、工事費・電気使用料等は、出展者の負担となります。消費電力は申し込んだ電力を絶対に超えないようにしてください。

16. 契約の解除

(1) 事務局は「出展確定書兼請求書」を発送した後も出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。

ア) 指定された期日までに出品料の支払いがなされない場合。

イ) 本規約を含む「奈良みやげエリア出展のご案内」の記載事項の一つにでも違反した場合、また「出展マニュアル」及び事務局の指示に従わない場合。

ウ) 出展者の出品目が規約9項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。

エ) その他、展示会の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

(2) 事務局から前項の解除通知がなされた場合、出展者は以下の事項を異議なく承認するものとします。

ア) 展示会開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出品物等を撤去して、小間を原状に復すること。

イ) 事務局に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。

ウ) 解除の原因となる義務違反行為により事務局に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。

エ) 出展者が解除に応じなかったことに起因して事務局が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。

(3) 事務局は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、事務局の発行する印刷物、会場内掲示物等について出展者の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

17. 損害賠償

(1) 出展者は、出展者に所属する人員自身の不注意その他によって生じた会場設備又は展示会の建造物等の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

(2) 出展者は事務局に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

ア) 出展者の出展等に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、事務局に対して訴訟が提起された場合(出展者とともに被告とされた場合を含む)。

イ) 前述ア)の訴訟において、事務局が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、事務局は出展者の意思に拘束されないものとします)。

18. 展示会の開催中止

事務局は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない事情により、展示会開催を延期、中止することがあります。開催の1週間前までに中止を決定した場合は、出品料および追加備品料から必要経費を差し引いた残金を返却させていただきます。なおこれ以外に出展に向けて事務局側で発生した経費については補償いたしません。また開催前1週間以内及び会期中の中止の場合は、出品料及び追加備品料は返金いたしません。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、奈良マラソンの中止を決定した場合は、本契約による出品料の100%を返還する。

19. 規約の遵守

出展者は本規約を含む「奈良みやげエリアのご案内」と、別途配布する「出展マニュアル」等、事務局が定める一連の規定を遵守し、また事務局の指示にしたがうことに同意するものとします。

20. 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。出展者は関連する全ての法律を遵守してください。

21. 規約の変更

事務局は、必要とみとめた場合には、本規約の一部を変更することがあります。

22. 合意管轄裁判所

出展に関する紛争の管轄裁判所は、奈良地方裁判所とします。